

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社旅・粋屋（法人番号：1120001191429） 代表者 左和佳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 大阪府大阪市住之江区南加賀屋3-5-3 （本社営業所） 千葉県成田市前林747-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年5月28日及び令和6年6月10日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	エデン有限会社 (法人番号: 7021002062053) 代表者 ヴィシンスカヤ・リュドミラ
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県印旛郡酒々井町中川58-5 (千葉営業所) 千葉県印旛郡酒々井町中川58-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年6月24日及び令和6年7月1日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点検整備関係義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社えびす交通（法人番号：6050002008460） 代表者 戸島匡宣
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 福岡県福岡市博多区博多駅前3-4-8 (千葉営業所) 千葉県四街道市大日304-30
(4) 行政処分等の内容	文書勧告
(5) 主な違反の条項	道路運送法施行規則第66条第1項第7号
(6) 違反行為の概要	令和6年5月16日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)氏名若しくは名称又は住所の変更届出(道路運送法施行規則(以下「施行規則」)第66条第1項第7号)、(2)法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出(施行規則第66条第1項第8号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社マコト (法人番号: 7020001032380) 代表者 井上誠一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港北区菊名1-13-17 (本社営業所) 神奈川県横浜市港北区菊名1-13-17
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和5年10月17日、令和5年10月24日及び令和5年11月14日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニュー恒容交通株式会社（法人番号：9040001046468） 代表者 錢子畏
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区中央1-11-17 (本社営業所) 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-353
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 230日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和5年9月22日、令和5年10月11日及び令和5年11月2日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。 (1) 事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 業務の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(7) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(10) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(11) 報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 23点 当該事業者の累積点数 33点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)